

事務連絡
令和6年6月10日

各都道府県
行政書士関係担当部（局） 御中

総務省自治行政局行政課

行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行について（通知）

行政書士法施行規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第61号。以下「改正省令」という。）は、本日公布及び施行されました。

今般の改正は、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」（令和5年法律第56号）及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令」（令和6年法務省令第37号）の施行に伴い、行政書士法（昭和26年法律第4号）第13条の6の規定に基づく、行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第12条の2の業務の範囲について、規定の整備を行うものです。

また、日本行政書士会連合会会長に対しては、別添のとおり通知し、各行政書士会への周知を依頼しております。